

第 5 回府中市図書館協議会 会議録

日時：令和元年 9 月 1 8 日（水）午前 9 時 3 0 分～午前 1 1 時 4 0 分

場所：府中駅北第二庁舎 5 階会議室

出席：

[委員]

岩久保 早苗委員、川口 克巳委員、栗原 浩英委員、齊藤 誠一委員、
清水 はるな委員、茅原 幸子委員、森田 裕子委員、横山 岳委員、鷲尾 仁委員

[事務局]

酒井図書館長、平野図書館長補佐、田邊サービス係長、
金崎事務職員、大木事務職員、蓬田事務職員、小野寺事務職員、廣瀬事務職員
[株式会社日本経済研究所]

加茂氏、篠崎氏

欠席：島田 文江委員

議事

- 1 開会
- 2 報告事項
第 4 回府中市図書館協議会会議録について
- 3 審議事項
答申（案）の内容検討
- 4 その他
（ 1 ）次回開催について

資料

- 資料 1 第 4 回府中市図書館協議会会議録（案）
資料 2 答申（案）

会議録

1. 開会

【会長】

ただ今から、令和元年度第 5 回府中市図書館協議会を開催いたします。
まずは出席状況の確認を事務局からお願いします。

【事務局】

本日の出席状況ですが、島田委員より、欠席とのご連絡をいただいております。岩久保委員がまだいらしておりませんが、定数10名中8名出席となり、過半数を超えておりますので、本協議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。(この後、岩久保委員は遅れて出席されましたので、9名の出席となりました。)

【会長】

続いて、傍聴者について、事務局からお願いします。

【事務局】

傍聴者につきましてご報告いたします。9月1日付広報ふちゅう及びHPで、傍聴希望者のお知らせをいたしましたところ、3名の傍聴希望者がございます。

【会長】

事務局からの報告のとおり、3名の傍聴希望者がいらっしゃるということですが、委員の皆様にお諮りします。傍聴希望者に対し、傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

では、異議なしとのことですので、傍聴希望の方の入場を許可いたします。

(傍聴者入場)

では続いて、本日の配布資料について、事務局より確認をお願いします。

【事務局】

本日の配布資料についてですが、事前に郵送しております資料が資料2「答申(案)」、本日委員の皆様の上に置いてございます資料は、本日の「次第」及び資料1「第4回府中市図書館協議会会議録(案)」、資料2「答申(案)」の3ページ目の訂正内容でございます。

(配布資料確認)

傍聴の方に申し上げます。資料1の第4回の会議録につきましては、今後公表する資料となるため、配布しておりませんのでご承知おきください。

2. 報告事項

【会長】

続いて、府中市図書館協議会次第（以下、「次第」と言う。）2の報告事項に移ります。前回会議録の確認です。8月26日に開催しました第4回府中市図書館協議会会議録（案）については、事前に事務局から郵送させていただいております。各委員にはご確認の上、修正等の連絡を入れていただいたものを事務局で修正しております。本日、机上には修正版がありますが、この場でさらに何か修正すべき点や、お気付きの点があれば、意見ををお願いします。

（特になし。）

よろしければ、この内容をもって委員名を抜いた形で「第4回府中市図書館協議会会議録（案）」を確定版とし公表いたします。

3. 審議事項

【会長】

では、次第3、審議事項に移ります。資料2「答申（案）」の説明を、事務局よりお願いいたします。

【事務局】

説明に入ります前に、前回ご質問をいただきました事案につきまして、2点回答いたします。

1点目は、PFI導入の経緯について、委員よりご質問がありました。事前に郵送しております、資料2「答申（案）」の3ページをご覧ください。第1章の2（2）にPFI手法採用までの経緯について、記載しております。市民会館部分の説明が不足しており、分かりにくい部分がありましたので、（2）の1行目より、9行目までを訂正させていただきたく、訂正内容を本日配付しております。ご確認いただきますようお願いいたします。

2点目は、東京農工大学との連携につきまして、東京農工大学から、府中の利用者にどのくらい貸出しているか、とのご質問がありました。平成28年4月1日より、東京農工大学図書館と府中市立図書館は、相互協力協定を締結し、事業を開始いたしました。「農工大学利用カード」を貸出し、農工大学図書館で直接資料の貸出しをしていただいております。事業開始からの利用カード貸出状況は、平成28年度が40件、平成29年度が50件、平成30年度が43件となっております。この件数は、利用者に農工大学の利用カードを貸し出した件数であり、資料冊数ではございません。貸出しの資格としては、高校生以上となっておりますが、現在のところ、高校生の利用はございません。

(事務局から資料2の説明)

【会長】

ありがとうございました。まず、PFIの導入経緯と農工大の利用状況について、ご説明いただきました。この点についてご意見等はございますか。

答申(案)につきましては、第1章は事実関係の整理として、前回協議会において、ご確認いただきました。第2章、第3章は皆様のご意見に基づき、文章化をいたしました。まだ、不足な部分があるかと思いますので、忌憚のないご意見をいただきたいと思えます。

【委員】

まず、公用文の使い方、特に漢字仮名使い等、形式的な部分について、修正しましたので、後ほど書類を事務局にお渡しします。

次に、中身の訂正として、お願いしたい点がありまして、それは、前回も私が申し上げた、「学び返し」という視点です。3ページの4行目の後に、府中市立図書館の基本方針から の掲記に続けての補足として、「ところで、府中市では、「生涯学習推進計画」において、生涯学習を「学び返し」、すなわち、学んだ結果を社会に還元するものだと評価しているのですが、上記のとおり、図書館づくりの基本方針の第1に「市民の生涯学習を支える図書館」という理念を掲げていることから、図書館は、生涯学習の効果としての「学び返し」を担う施設として位置付けられることとなりますので、学んだ結果を社会に還元することによる、目には見えない、しかし、大変大きな経済効果を内包している施設であると認めることができます。」と、追加していただきたいと思えます。

【会長】

前回も、「学び返し」のお話をいただいておりますので、重要な内容だと思います。皆さん、いかがですか。

【委員】

ボランティアの育成についてですが、子ども読書に関するボランティアは、たくさんの方が関わっていらっしゃいますし、図書館職員と相互に学び合う、ということも盛んに行われています。「学び返し」は、とても関連があると思えます。府中市では、学んでこそそのボランティア、という姿勢で取り組んでいると思えます。

【会長】

「学び返し」については、前回協議会でも、ご意見がありましたので、整理させていただきます。

【委員】

全体的に、もう少しアピールしてもいいなど、感じました。

【会長】

第1章のところで他にいかがでしょうか。1人当たりの貸出冊数が5ページにありますが、全国と比較すると高いことが分かります。府中市の場合は、図書購入費が15年間一定に保たれているので、やはり、1人当たりの蔵書が増えてきていると思います。図書購入費が一定だということは、メリットだと思います。それから、PFIの中で、定型的な業務と、市が担う業務を、分けているということも書いています。8ページの地区館と学校との関係について、きちんと整理しておかなければいけないと思います。

【委員】

用語についてですが、8ページの下に、「地区図書館の利用者は中央図書館と比較して女性や家事専門者の割合が高い」と書いてあります。このような「家事専門業者」という用語を使うものなのでしょうか。

【会長】

「家事専門業者」の表記については、アンケートの中で使われています。

【事務局】

「主婦」という言い方をしてしまうと、限定される部分がございますので、今は、「家事専門」と、性別にとらわれない形で書かせていただくことが一般的でございます。

【委員】

例えば、リタイアしているような方は、無職になるのですか。

【事務局】

どの項目を選択するかは、その方の自由だと考えます。

【委員】

地区図書館の建物の老朽化については、今のところ問題になっていないのでしょうか。どれくらい老朽化しているのか、分からないのですが、今回、答申に載せなくて済むことなのでしょうか。

【事務局】

第2次府中市公共施設マネジメント推進プランというものがございます。これは、府中市の施設全てが入っているプランになっています。地区図書館は、文化センター等との複合施設です。ご存じの通り、開設から、相当時間が経っておりますが、その在り方については、それぞれの部署での考えになってくる場合がございます。現状は、まだ、はっきりとした答えが出ている状況ではございません。地区図書館部分についてだけ、言及することも難しい状況でございましたので、今回の議論からは、外させていただいているところでございます。なお、宮町図書館については、市役所本庁舎の建て直し後、そちらの中に、移転するということが決まっております。

【委員】

今回、諮問されていることは、ソフト面の管理方式だと思います。指定管理者制度は、図書館になじまないということ、はっきり言う必要があると思いますが、建物の老朽化についての問題は、直接、あまり関係のない話になりますので、触れる必要はないと思います。

【委員】

中央図書館は、ハード面が変わるタイミングで、PFIが導入されました。今後、地区図書館を含む文化センターの老朽化に伴って、建て替えをするときに、地区図書館の在り方が問われる可能性があると思います。既に、文化センターは古くなっている状態なので、現状認識として、述べておいた方がいいと思います。

【会長】

現状認識として、地区館の老朽化に伴い、その対応が必要だ、ということでしょうか。

【委員】

直営にして欲しいということ、答申に出すわけですから、建物についても、考えていく必要はあるかと思います。無責任な議論には、していきたくないです。

【会長】

具体的に、どの部分に、どういう文言で書きましょうか。

【委員】

8ページの「(5)地区図書館の運営状況」のところでしょうか。

【委員】

文化センターについてですが、耐震補強工事を済ませて、そのまま何年か使え

と思いますが、建替えがあるという話は、あるのでしょうか。

【事務局】

耐震補強工事は終わっていますが、やはり、50年も経っている建物は、いずれ建直しがあると思います。

【委員】

私は、中央文化センターを利用して、自主グループの活動をしているのですが、中央図書館ができたために、中央文化センター内にあった図書館が、なくなりました。今は、子供たち向けの図書だけが、置いてある状況なのです。現在は、自主グループの方たちが、必要だなと思うときに、下に降りて、本を探せないという状況です。耐震を行ったために、図書館がなくなった、というところもありますので、そういうところも検討していただけたらなと思います。

【事務局】

中央文化センターの図書館がなくなったのは、すぐ近くに、大きい施設ができて、その中に統合されて、現在の形になりました。耐震のために図書館がなくなったわけではありません。

【委員】

もし、文化センターが老朽化して、新しく建て替えるときに、図書館について検討されるのであれば、施設内に図書館、図書室を作ること考えていただきたいと思いました。

【会長】

地区図書館は老朽化も進んでいて、今後、建替えをする可能性がある、図書館として、きちんと機能しているので、その部分は残して、責任ある体制で運営してもらいたい、という内容を第2章に入れましょう。

【副会長】

我々が諮問されているのは、今後の運営手法ということで、建物をどうするかという問題ではないと思います。そこは、きっちりと押さえておいて、諮問されていることはこうだが、委員からは、このような懸念の声も出た、ということをもとめるといいのではないのでしょうか。

【会長】

第2章のところで、図書館の建替えのときに、運営手法が変わることや、図書館自体がなくなってしまうことがないように、というような文言を入れておくということによろしいのでしょうか。ありがとうございます。

それでは、第2章についてです。公共図書館のあるべき姿について、できるだけコンパクトに、まとめております。それから、府中市の理念と伝統についてですが、府中市の図書館は、この地域で独自に、サービス展開をしてきた図書館だと私は思っています。良い伝統をきちんと守っていきましょう、という内容で書いています。

それから、19ページです。総務省と日本図書館協会の見解を、懸念事項ということで、挙げさせていただきました。その上で、民間活力の導入の選択肢について、まとめさせていただいております。これに関しては、いかがでしょうか。

【委員】

第2章の「1 公立図書館のあるべき姿」に、「あわせて乳幼児から高齢者までのすべての住民に公平な情報提供サービスを保障する」と書かれていますが、文部省の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の中に書かれている、「児童・青少年・高齢者・障害者・乳幼児・保護者・外国人」という言葉を、入れていただきたいと思います。すべての人、と言ったときに、どうしても少数者は見落とされやすいので、最初の理念のところに入れていただければと思います。

【委員】

「学び返し」についてですが、12ページの「1 公立図書館のあるべき姿」の最後に、「経済社会の発展を支える機関でもあります。」が書かれています。その後、もう一度、「とりわけ、府中市では、前述のとおり、図書館を「学び返し」の意味を持つ「生涯学習」を支える施設とみることができますので、それ自体が目には見えない経済効果を生むものと評価することができるのです。」と入れていただきたいと思います。

【会長】

生涯学習の理念ということで、文言の整理をして書き込んでいきたいと思いますが、府中市としての項目は、他にも出てくるので、調整させていただきます。

【委員】

「知る権利」は知っていましたが、「知る自由」という言葉は、初めて知りました。

【委員】

一般用語は「知る権利」ですよね。

【委員】

「知る自由」と書くのであれば、出典を明らかにされた方が、文章としては、分かりやすいと思います。

【会長】

最初は「知る権利」と書いていたのですが、図書館的に言うと、権利というより自由、知る自由の保障のような文言なので、意識的に「知る自由」と書きました。「知る権利」の方が分かりやすいですか。

【委員】

いえ、こだわりません。そういう言い方があるのでしたら結構です。

【委員】

分かりにくくはないです。

【委員】

言葉として、「自由」という言葉がいいなと私も思います。

【委員】

「権利」に変更して欲しい、ということを申し上げているのではなくて、用語をもっと分かりやすくできたらいいなと思いました。文章を作成される方は、大変だと思います。

【委員】

出典を教えてくださいませんか。「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に記載があるのですか。

【会長】

そちらには、記載されていません。最高裁の判例で使われていまして、それが「権利」だったか、「自由」だったかというのは、よく覚えていません。このままの表記にするかもしれませんが、文言を整理してみます。

【委員】

図書館で、「自由」という言葉を使うことに関しては、全く問題ないと思っています。図書館にとって、大事な言葉なのだということを、ここで知ることができました。

【会長】

続きまして、府中市の理念と伝統の部分について、いかがですか。

【副会長】

2行目に、「独自のサービス展開と発展してきた図書館」とあるのですが、ここは、「展開し発展してきた」と書くのではないのでしょうか。

【会長】

ありがとうございます。分かりました。初期のころの館長が、いろいろ苦労されていたので、ここは思い入れがある部分です。続いて、「(2)利用状況の変化」についてですが、貸出冊数が減少している、という話が出てきております。これは、全国的な傾向であるので、府中市だけが減ってきているということではない、という文言を入れようかと思いましたが、ここでは、入れておりません。場としての図書館が、重視されてきていると思います。それから、「(3)府中市立図書館の運営手法に関するアンケート調査の分析」について、いかがでしょうか。

【委員】

(3)の本文の3行目のところ、「地区図書館は「民間事業者への委託や指定管理者制度を活用してほしい」という回答が多い結果となりました。」と書いてあります。根拠として、14ページの資料で、図書館を利用したことがある人と、利用したことがない人の回答結果からだと思えますが、15ページの「今後の市立図書館の運営手法に関する分析」では、地区図書館については、今まで通りの運営にしてほしい、という回答が48.1パーセント、民間委託・指定管理者等を活用してほしい、という回答は11.8パーセントということで、今まで通りを望む声が多いと思います。今まで通りの運営にしてほしい、という回答が多いことに基づいての答申(案)になっていると思います。15ページの資料を使った方がいいのではないかと思います。

【会長】

「市民アンケート」と「利用者アンケート」の違いですね。図書館を利用している人は、今までどおりの運営をしてほしい、でも、「市民アンケート」は、利用していない人も含まれていますので、こういう結果になるのではないかと思います。その辺りを、もっと整理をした方がいいですか。

【委員】

今、本文の中では、14ページの資料についてだけ書かれていますが、今、私たちが判断している資料としては、15ページの資料も考慮に入れて判断しているわけです。15ページの資料についても、本文の中で触れていただければいいのではないかと思います。

【委員】

この資料を見たときに、中央館は、開館時間も長くて利用しやすいけれど、地区館の利用者にとっては、その差を感じる感情が出ているのではないかと思います。地区館は中央館と利用者層が違うから、夜10時まで開館にする必要がないと、書いてありましたが、開館時間に関しては、運営を見直すときに考えて欲しいと思います。

【委員】

14ページのアンケートと、15ページのアンケートの違いが、よく見えません。14ページでも、利用したことがある人に、地区館について聞いていて、同じく、15ページのアンケートでも、地区館についての意見を聞いています。同じ質問なのでは、と思いますが、出た結果としては、大分、違う結果が出ています。なぜ、このように意見が別れたのか、分からないのですが、どちらにしても、アンケートを採ったことなので、両方併記して、記載すればいいのではないかと思います。

【会長】

この部分の分析を、もう少し密にするということですね。分かりやすくなるよう、検討してみたいと思います。15ページの「3 中央図書館の運営に対する評価」で、「(1) PFI手法を用いた運営の評価」、「(2) 運営上の業務分担に関する評価」については、いかがでしょうか。よろしいですか。

続いて、17ページの「(3) 民間業者との契約間機関の評価」、「(4) 地区図書館および関係機関との連携の評価」です。指定管理者や業務委託だと契約期間が大変短いのですが、PFI方式だと長くなることが多いです。実際にそうなっています。(4)については、地区館及び関係機関との連携がしやすいことについて書いています。

【委員】

PFI方式にした場合、何かを変更することへの対応が難しいと、今までも言われていますが、実際のところ、契約の途中で、契約の変更をする、ということはあるのですか。

【事務局】

契約の変更というのはありません。新たに、委託したい業務が発生した場合は、別契約を結ぶこととなります。市政情報センターで、本の取次ぎを開始したときも、最初の契約にない業務となりますので、別途、費用がかかりました。

【委員】

そこに関しては、困ることはなかったのですか。

【事務局】

既に、12カ所の地区館へ本を運搬しておりまして、そこから、1カ所増やせないかと、交渉しましたが、それは契約にないことなので別契約が必要となりました。

【委員】

世の中が変わってきて、対応が必要になったときに、契約の変更の仕方などは、よほど慎重に判断していかないと、難しいものだと思います。かなりご苦労があったのではないかと思います。

【会長】

民間を活用すると、契約についての問題が出てきますので、その点が難しいと思います。直営であれば、判断したものがストレートに反映されますが、民間を使うと、契約内容に縛られます。その部分をどうしていくのか、ということは大きな課題になりますね。

【委員】

話が飛躍するかもしれないのですが、PFIで初めて契約したときは、設計や建築などが、全て含まれている内容の契約だったと思います。今度、図書館業務だけを委託することになった場合、委託を受ける側、つまり、事業者が変わる可能性も出てくると思います。そうなった場合、果たして、いいサービスができるのか、という不安を感じました。

【委員】

これからいかに、市側でイニシアティブをとってやっていただけるか、ということに尽きるのではないかと思います。過去の実績からいうと、覆しにくいかもしれないのですが、PFI方式が始まったのは、歴史的には浅いわけですね。今後、どうなっていくのだろう、変化に対して、どのように対応できるのか、考える必要があると思います。

【会長】

直営以外であれば、きちんとした契約をするしかないのです。民間業者と、きちんと契約と交わして、その上でいろいろなことを処理していくしかないと思います。その方法が本当にいいのかどうか、という問題はあります。ただ、指定管理者などで、5年契約の場合、長期的な視点に立った運営ができないということが、実際問題としてあると思います。業者との運営は、きちんと評価を行いなが

らやっていく必要がある、ということを書かせていただいております。

【委員】

15ページから16ページは、中央図書館の運営や業務分担についての評価について、書かれていると思います。読んでいて、私には、若干、分かりにくく感じました。分かりやすくするために、評価できる点を、箇条書きのような形で書いていただけたらいいかなと思いました。もう少し見やすくなると思います。それから、「2運営上の業務分担に対する評価」の書き方として、6ページに、図書館の統括責任からレファレンスサービスまで、項目立てて記載してあります。このように書いていただいた方がいいと思います。図書館の統括責任を市が持っていることや、図書の選定をやっているということは重要なので、それが分かるような書き方を、この順で、まとめられていると、私としては、見やすいと思いました。

【会長】

うまく箇条書きにまとまるか、検討してみたいと思います。

【委員】

自分で書かずに申し上げるのは、大変失礼と思いつつ、でも、せっかくですかた、いいものにしていただきたいので、申し上げてしまいました。多分、ここが最後の答申のところにつながる部分だと思いますので、よろしくお願いします。

【会長】

検討します。

【委員】

(4)の本文の3行目、「中心館」と書いてあるのですが、3ページには「センター館」と書かれています。

【事務局】

平成17年に、府中市立中央図書館の運営方針を出させていただいている中で、「センター館」という言い方をしているので、3ページはそのように書いてあります。「中核館」、「中心館」という言葉を使うこともあります。

【委員】

「センター館」という1つのまとまりでの定義だと思うので、「中心館」というのはそれと同類、同義だと思います。「中核館」となると、また別の意味になると思いますので、ここでは「センター館」がいいのではないのでしょうか。

【会長】

ここだけをセンター館に変えるべきですね。分かりました。ありがとうございます。「4地区図書館の運営に対する評価」について、いかがでしょうか。職員体制、蔵書の評価、サービス内容に対する評価というところです。続いて、「5民間活力を図書館に導入する場合の懸念事項」について、いかがでしょうか。

【委員】

すみません、ちょっと戻ります。18ページの最初の段落のところ。「夜10時まで開館している中央図書館と同様のサービスを、必ずしも地区図書館において展開する必要はないと考えます。」と書かれていますが、これだと、開館時間に関しては、現状でいいと受け取れます。生涯学習センターの図書館は19時までですが、他の地区館は17時までですよ。閉まるのが早過ぎる、という意見は随分言われてきているので、もう少し、地区図書館への配慮になるような言葉に書き換えていただければいいなと思います。

【委員】

この3行を削っても、いいかもしれせん。

【委員】

夜10時まで開館というのは、サービスとしても、すごいと思いますが、10時までになった経緯というのは、初めから夜10時ありきだったのですか。逆行するわけではないのですが、遅くまで開館していることが、果たして、それほど必要なのかなと思います。公平性を考えると、中央館の開館時間を調整して、その分を地区館へ充てる、ということも考えてもいいのではないかと思います。閉館近くになると、本当にならんとしています。でも、カウンターには、人を配置しているわけですよ。

【会長】

前回も、夜10時まで開館のご意見が出てきていました。直営にして、その分いいサービスをするので、夜8時までにしませう、という流れは、あると思います。そこで、まとめる手はあると思います。

【委員】

今までに、いろいろな話が、出てきていましたが、やはり、市内の図書館の公平性を保つためには、夕方5時までの開館は、さすがに少し早いと感じます。この夜10時というのが、契約時の大きな目玉だったのかなと思いました。

【会長】

夜10時まで開館しているところは、あまりないので、PFIにするときの大

きな目玉だったと思います。私からすると非常にうれしい限りの状況です。

【委員】

他の市に住んでいる友人が多いのですが、夜10時というのは、とても、うらやましがられます。だから、府中市の特徴として残しておくなら、サービスポイントになると思います。18ページの最初の段落部分の、「夜10時まで開館している」という文を除いて、「地区図書館の利用者層や活用方法を考慮すると、中央図書館と同様のサービスを必ずしも地区図書館において展開する必要はないと考えます。」という書き方にすれば、同等にはならないけれども、今後、開館時間を延長する可能性を含めた表現になると思います。

【会長】

現在の開館時間に限定するような言い方は、避けたいということですね。

【委員】

少し削るだけでも、文章から受けるニュアンスは、大分、変わってくる気がします。

【委員】

ここは、評価について書いているページです。前後の文章も、評価についての内容になっていますので、その中間に、否定の文章を入れなくてもいいのではないのでしょうか。突然、開館時間の話に触れてきていますが、中央館が夜10時まで開館していることは、前のページでも書かれています。この3行は、削除してもいいと思います。

【会長】

そうですね。ここの部分は、削除してもいいかもしれません。

【委員】

開館時間の延長についての声も上がっています。この部分に関しては、検討事項であると思います。

【委員】

以前に、地区館は夜10時までの開館は必要ない、と言いました。それは、利用者の多くが、子供たち中心のため、遅い時間までは、必要ないのではないかと、いう考えで言いました。それから、直営ですから、夜10時までに延長した場合、コスト面が問題になってくると思います。遅くまで開館していることは便利だと思いますが、子どもが利用することを考えると心配です。

【委員】

前回の意図は、直接聞いていますので、承知しているのですが、延長して欲しいという意見は、逆に、消されている感じになってしまっています。

【会長】

地区館の開館時間について、現在のままではなく、将来的には、もう少し延長する可能性を残すため、選択肢は残しておきたいということですよ。

【委員】

時間の延長についての声は、以前から、ずっと聞いております。私は、歩いて5分で中央館が利用できるのに、困らないのですが、やはり、お子さんがいらっしゃる方でも、地区館の夕方5時は、割と早いと思います。せめて6時くらいになってもいいと思います。

【会長】

分かりました。その辺りを含めて書いていきましょう。それから、中央図書館の夜10時まで開館について、もう1回、見直すということですよ。今までの経過から、相当違ってきてしまいます。

【委員】

夜10時まで開館については、評価できるポイントとして、何箇所か書かれています。

【会長】

おそらく、夜10時までを変更する場合は、それなりの大きな方向性やメリットを挙げていかないといけないと思います。例えば、8時までにするが、その代わりに、直営で運営して、サービス展開をもっと充実させていきます、と言っていない限り、サービスの低下になります。それを、答申にするということは、なかなか厳しいと思います。

【委員】

それは、あり得ることだと思いました。開館時間の縮小により削減できたコストで、直営での人員配置を、もう少し充実させることができるのではないかと思います。民間委託する場合、結局、人件費が大きな部分ですよ。

【会長】

ただ、例えば、直営で夜8時、9時まで運営したときに、今のサービス状況を維持できるのかを考えると、相当厳しくなると思います。

【委員】

直営にしなくても、契約上カットすれば、そこはコストカットになりますよね。

【会長】

それは委託にするということですね。でも、委託にした上で、夜8時までというのは、サービスの縮小になりますので、答申としては難しいと思います。

【委員】

夜10時ごろに、本を借りに来館される人は少ないにしても、学習室が10時まで開いていることのメリットが、結構大きいですよね。本を借りるより、学習室を使うことのメリットを重視している方が多いと思います。時間を短縮してしまうと、やはり、使う側としては、不便になってしまうと思います。

【会長】

地区館の開館時間に関しては、今後、延長する余地も含めて、考えていきたいと思っています。中央館の夜10時まで開館については、やはり、時間を早めることは厳しいと思います。現在の状態を踏襲していく流れで、対応していきたいと思っています。

【委員】

やはり、開館時間というのが、1番のポイントになってきているのでしょうか。

【委員】

19ページの「5民間活力を図書館に導入する場合の懸念事項」の「(2)民間活力を導入する場合の選択肢」の部分ですが、図書館に、指定管理者制度は適合しないだろう、ということ、いろいろな観点から検討されていますが、一般の人は、分かりにくいと思います。結局、どうすればいいのか、という結論が出ていないような気がします。そこで、結論を書くべき部分はどこか、を考えてみました。22ページの10行目の文の次に加えます。「なお、」の手前です。指定管理者制度はなじまない、ということ、はっきりと言う必要があると思います。長い文章になりますが、読み上げます。「地方自治法第244条の2第3項は、「公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」は、その公の施設の管理を「指定管理者」に行わせることができるということを定めていますが、その趣旨は、経済的な効率性のみを偏重して公の施設を管理すべしとすることにあるものではなく、むしろ、自治体が設置した公の施設の真の目的を効果的に達成するために必要な管理を行うことをこそ、最も重視していると認められます。そのような地方自治法の考え方に照らし、市民の生涯学習による「学び返し」による目に見えない経済効果をも併せ考慮しますと、これまで述べてきたとおり、いかなる観点から見ても、図書館の管理を指定管理者に行わせることは

望ましいものではなく、したがって、「設置の目的を効果的に達成するため必要があるとき」という要件には該当しないと認められます。したがって、府中市の図書館の管理運営について、「指定管理者」方式は、基本的に採用すべきものではないと考えられます。」と、こういう形で、はっきりと書いた方がいいと思います。

次に、「5 民間活力を図書館に導入する場合の懸念事項」という題名についてですが、これでは、指定管理者制度を、最初から懸念事項として白い目で見ているように取られるおそれがあります。例えばですが、「5 民間活力を図書館に導入することについての検討」としてはいかがでしょうか。

【会長】

ご意見がありました。文言に関しては整理させていただき、基本的には、その方向できちんと言いつける形で入れていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員】

22 ページの下から4行目のところに、「定期的な自己点検・評価制度の導入を提案したいと思います。」と書かれていますが、少し唐突に書かれている気がします。もう少し説明が必要だと思いました。

【会長】

契約期間が長い中、様々な事業展開をしていく上で、課題をきちんとチェックしていく、仕組みが必要だと思います。契約の話なので、反映されるかどうか、分からないのですが、そのような仕組み、つまり自己点検評価の必要性について書いています。ほかの自治体での経験からも、毎年実施することは、とても大変なのですが、図書館の方向性や、現在、何が不足しているのか、ということが明確になる部分もあります。図書館が自己点検をして、それに対する評価を、図書館協議会がやります。ただ、自己評価を市でやっていないということではなくて、図書館独自のものが無いということだと思っています。教育委員会の中では、やられていると思っています。こういう提案をしていいのかどうか、という問題もありますし、これをやると図書館の方も大変になりますので、この辺りも含めていかがですか。

【委員】

22 ページに書いてある、人材の育成や長期契約の問題点は、どのような論立てになるのでしょうか。中央図書館のように、直営と民間が業務分担をした場合に、相互の関係や評価のチェックの仕方がうまくいかないと、長期的に見て良くないという話と、市職員の方と委託業者の方が、どんな気持ちで働いていらっしゃるのか、という視点も必要なのではないかと思います。やはり、別の組織の

人同士が、同じ1つの場で働いていることに関する、利用者側の評価だけではなくて、働く側の方の考えも気になると思いました。答申の文章に入れて欲しい、ということではありません。

【会長】

民間委託にするときの1つの大きな課題ではありますね。

【委員】

気持ち良く働いていらっしゃるのであれば、良いのですが、課題があるのでしたら、その点も解消していく必要があると思います。

【会長】

その方法として、提案させていただいたのが、自己点検評価になります。つまり、定期的に、どういう状況かを自己点検して、その上で、ほかの第三者が評価をしていくことにより、問題の解消につながる能性があると思います。

【委員】

分かりました。

【会長】

自己評価については、見直しをしてみたいと思います。

図書館で働く人たちを育てていくための、市民としての目、というのが重要なのではないかと思います。その意味では、図書館協議会が自己評価などの仕組みを作り、チェックする役割を、果たしていく必要があるのではないかと思います。

【委員】

私は、あまりメリットがない気がします。自分の評価ですから、評価を下げることは、あまりしないのではないのでしょうか。問題点が上がってこないことになります。府中市の図書館がやってきたことを、一般にアピールする分には、非常にいいことですが、問題点を洗い出そうとしたら、あまり意味がなく、負担の方が圧倒的に多いと思います。

【会長】

評価のための評価になる、という可能性があることは、重々承知なのですが、評価項目をきちんと作っていけば、ある一定程度の整理はされて、問題点が明らかになっていくと思っています。今まで、ずっと図書館の評価をやっている中で、そのように感じます。

職員の問題や、地区館の開館時間の問題など、様々な問題があるときに、それに対して何が問題なのか、を洗い出す仕組みが必要だと思います。例えば、図書館協議会の中で、意見を出し合うことや、図書館協議会とは別に、仕組みを作り、毎年のモニタリングの中で、問題点を明らかにしていくという方法があるのではないかと考えています。確かに、これをやると本当に大変です。

【委員】

私は、自己評価よりアンケートの方が、課題などを把握しやすいように感じます。大学でも導入されており、随分やっていますが、本当にそれでうまくいっているのか、と言ったら、問題が隠されている方が多い気がするのです。協議会でいろいろ考えているときも、自己評価で出てきたものより、アンケートの数値から出てくるものの方が、参考にしやすいと思います。

【会長】

評価項目を作ることは大変ですが、自己点検してもらおうと、問題点の洗い出しには、とても効果があると思います。ただ、皆さんの総意の問題になりますので、この部分を除くということも可能だと思います。

【委員】

すみません。自己評価について、よく分かっていないのですが、自己評価は匿名なのですか。

【会長】

個人評価ではないです。図書館としての評価をします。サービス方針にのっとり、評価項目を作り、それに対して図書館が独自に自己点検をします。その点検に対して第三者が評価をします。

【委員】

個人が分かる形ですか。

【会長】

図書館への評価ですので、個人を評価するということではないです。

【委員】

図書館側も、達成できそうもない目標を立てないですよ。問題が分かっているでもそれは書かない。

【会長】

そんなことはないですよ。サービス目標があるので、サービス目標に関して全

部自己点検評価の項目を作っていきます。それに対して、どうするのか、ということ、やはり基本出さなければいけないです。

【委員】

それに対してどうするか、にしても書き方があるわけですよね。分からないように書こうと思えば、書けてしまうのが自己評価の難しい部分だと思います。

【会長】

私も評価している側としては大変です。

【委員】

多分、評価する方も、本当に分かっている人が評価していると、また違うとは思いますが。第三者だからいいのだ、という感じがします。労力の割にどうなのかな、という気がします。大学での自己評価が始まって、結構、経ちますが、そう感じます。

【会長】

大学もそうですね。私のところでは7年に1回ですね。やると本当に大変なので、当然そのとおりだと思います。

【委員】

職員が減っている中で、それをやるのか、というところが気がかりです。簡単に進められることだとは思えないです。職員の人数が多ければいいと思いますが、人員がこれだけ減っているデータを見ている中で、そういう業務を入れていいのかなと思いましたが。人員を増やしてあげて、実施できれば、それは対外的にいいことだと思います。

【会長】

ただ、先ほど言ったような、課題を浮き彫りにする手法というのが、利用者アンケートと市民アンケートで対応できるのかどうか。職員の意識について、表現できるような機能が、期待できるのではないかと考えています。

【委員】

図書館の本質的なところでいうと、市民アンケートから傾向は分かるかもしれませんが、課題を洗い出す機能としては、足りない部分もあるのかもしれないです。内部的に自己点検評価のようなものができていけば、それは労力に見合うものがあるのではないかと感じます。

【委員】

第3回の資料2「中央図書館の運営手法に対する評価」に表がありますが、この表が自己評価なのですか。

【会長】

各項目に対して、図書館としてどこまでやったのか、というような自己点検評価が入るということです。それに対して、我々が本当にそうだったのかどうか、チェックをかけるという形です。これは、教育委員会でもやっています。

【委員】

この表があるということは、自己評価を府中市の図書館でもやっていたらいいということですか。

【事務局】

例年、事務事業評価を実施しております。事業ごとに計画を立てて、それに対する評価をしているもので、市のホームページから市民の方にご覧いただけるようになっています。図書館で実施している事業は、全て自己評価の対象です。また、教育委員会での評価につきましては、図書館から出させていただいているものは、現在、「子ども読書活動」についてのみです。

【会長】

ありがとうございました。市の負担の問題も出てきますので、自己点検評価の件につきましては、その前段との関係も考えながら、改めて検討させていただきたいと思います。

最後に、まとめの部分について、いかがでしょうか。もう少し、言い切る形が良いでしょうか。私どもの方で「PFI方式で行う」というようなことは、言えないので、我々としては、「直営の部分をきちんと残しながら、定型的なものに関しては民間に任せる」ということと、地区館に関しては「直営で行う」ということを書いていこうと思います。後からでも結構ですので、ご指摘ください。この方向で、まとめていきますが、よろしいでしょうか。

地区館のところで、職員の研修体制をきちんと確保していくということ、どこかに書き加えたいと思っています。職員の養成は大変重要だと思っています。

資料について、何かありましたら、次回10月11日に、ご意見をいただければと思っています。書き込んだ段階で、個別にご相談させていただくかもしれませんが、よろしいでしょうか。

これで、本日の審議事項に関しましては、以上になります。それでは、次第4「その他」で、次回の開催について事務局の方からお願いします。

4. その他

(1) 次回開催について

【事務局】

次回開催につきましては、10月11日(金)午後3時からとさせていただきます。場所は本日と同じく、府中駅北第二庁舎5階の会議室となります。開催通知や資料につきましては別途送付させていただきます。また、本日の会議録についてですが、この後、作成に入り、次回の会議までには皆様にお送りいたしますのでご確認いただきますようよろしくお願いいたします。

【会長】

これから答申(案)をまとめていきます。委員の皆さまからのご意見などを、参考にさせていただきますが、文言に関しては私の方に一任という形で書かせていただきたいと思いますので、その点ご了解いただければと思います。それでは、令和元年度第5回府中市図書館協議会を終了させていただきます。お疲れ様でした。ありがとうございました。